

汚染土壌処理業許可証

平成30年 5月25日

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
 氏名又は名称 オオノ開発株式会社
 代表取締役 大野 剛嗣

土壌汚染対策法 ~~第22条第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。
 第23条第1項

愛媛県知事 中村 時広



許可の年月日	平成30年5月25日
許可の有効期限	平成33年7月11日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	オオノ開発株式会社 東温事業所
汚染土壌処理施設の設置の場所	東温市河之内字大小屋乙 628 番 37 (浄化 (熱分解①、洗浄)、分別①) 東温市河之内字大小屋乙 815 番 45 (浄化 (熱分解①、洗浄)、分別①) 東温市河之内字大小屋乙 628 番 1 (埋立) 東温市河之内字大小屋乙 815 番 2 (浄化 (熱分解②)、分別②) 東温市河之内字大小屋乙 815 番 5 (浄化 (熱分解②)、分別②) 東温市河之内字大小屋乙 815 番 6 (浄化 (熱分解②)、分別②) 東温市河之内字大小屋乙 825 番 1 (浄化 (熱分解②)、分別②)
汚染土壌処理施設の種類の	分別等処理施設①、②、浄化等処理施設 (熱分解①、②、洗浄)、埋立処理施設
汚染土壌処理施設の処理能力	【分別等処理施設】 異物除去① 150t/h 3,600t/d (24時間) 異物除去② 6t/h 144t/d (24時間) 【浄化等処理施設】 熱分解① 30t/h 720t/d (24時間) 熱分解② 6t/h 144t/d (24時間) 洗浄 30t/h 720t/d (24時間) 【埋立処理施設】 管理型処分場 1,184,000m ³ 面積 54,200 m ²
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	【分別等処理施設①】 受け入れられる特定有害物質 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物 ※熱分解する場合に第一種特定有害物質の混在する汚染土壌は分別処理を行わない
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態 濃度の上限はなしとする。

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

【分別等処理施設②】

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限はなしとする。

【浄化等処理施設（熱分解①）】

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限はなしとする。

【浄化等処理施設（熱分解②）】

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限はなしとする。

【浄化等処理施設（洗浄）】

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限はなしとする。

【埋立処理施設】

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	第二溶出量基準以下とする。

変更の内容

変更の許可をした日：平成 30 年 5 月 25 日
 変更の内容：新たに汚染土壌処理専用の熱分解処理施設及び分別等処理施設を追加。処理対象項目の特定有害物質にクロロエチレンを追加。（熱分解施設及び埋立処理施設）

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。